

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月15日（平成29年（行情）諮問第248号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（行情）答申第228号）

事件名：特定個人の署名・捺印行為が登記名義人に効力を及ぼす法律要件・効果を示す文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2の3に掲げる135文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月10日付け総第11号により、徳島地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下を求める。

法務局が、特定の筆界特定事件（以下「本件事件」という。）の筆界特定書作成判断資料の引用の整合性がない。引用資料の再検討して、整合性の筆界特定書内容の記載を求める。

(1) 法務局は筆界特定書作成資料として、添付3の徳島県と〇〇の資料〇～〇頁の書面を根拠に作成した。〇～〇頁の判断資料に整合性がない。整合性の開示を求める。

① 添付資料3の①の〇頁国の説明は、特定個人Aの署名・捺印行為は、平成〇年〇月〇日の「境界確定書」の立ち合い行為者として特定個人B・特定個人Aが署名・捺印して平成〇年〇月〇日に現地協議確認書（添付〇頁も同じ書面）で確認した署名・捺印行為の内容である。特定個人Aの署名・捺印行為は、様式4号の立会人の署名・捺印のみである。

② 法務局は、添付2の〇頁の「境界確定書」は、甲地前所有者・乙地管理者・関係人1・対側地所有者の4名が作成した記載である。〇頁の境界確定協議書で、国有財産管理者と協議者の間で添付3の〇頁は、国有財産管理者が申請者と協議して作成された書面である事を証明した。民間人が〇頁の作成権限を所持する法的要件の開示を求め。特定個人Aの代理権書は存在しない。添付5の〇頁〇で代理権を否定した。

(11号の不開示19・20・22等(別紙2の文書番号を指す。以下同じ。))で代理権の存在書面はなし)無権代理行為である。無権代理人の境界確認申請行為が不動産登記法132条2項に反しない法的要件の開示を求む。

- ③ ○頁の申請書提出の要件に必要な個別様式4号の署名・捺印した行為に対して、法務局は、申請様式集と別書面の署名・捺印行為の境界確定書に應用可能な法的規定の開示を求む。登記名義人の「意思表示」が、4名が作成した「境界確定書」に反映された書面の開示を求む。「様式4号の署名・捺印行為」を境界確定書に署名・捺印して無権利者であるが、境界確定書を作成したと判断した(不開示70で権限を証明する資料を所持していない説明である)。代理権がないのに境界確定書の効力を登記名義人に及ぼす法的要件の開示を求む(不開示20で権限の資料なし)。

他の資料の不開示資料の開示を求む。特定個人A・特定個人Bの署名・捺印行為は、徳島県を○○に対する4号様式の要件で「現地境界線」は完了した。

- ④ 境界確定書は私的債権契約書である。

- (2) 筆界特定資料の収集行為・筆界登記官・筆界調査委員の意見書。

法務局は不動産登記法143条の資料収集行為が存在しない。添付2の筆界特定書を作成する筆界事実資料を調査取得していない。(不開示7・127)

筆界調査委員の意見を排除する調査資料を有せず、筆界調査委員の意見を取りいれない筆界特定書を作成した。(不開示116・117・118・119等)根拠の開示。

- (3) 筆界の事実誤認の収集資料調査内容・筆界の認識の対象事実の「事実認識」が存在しない。

不動産登記法142条・143条等で筆界調査委員の意見を参考にした資料の登記官の判断対象資料が存在しない。調査資料がなく、筆界特定調査作成する資料を保持しない。

筆界特定書は、境界に対する「認識の表示」であるが、認識の表示対象である、筆界判断の事実資料が存在しなくて、認識の表示を行った判断は、認識の表示を行う対象が存在しなければ、認識の表示は不可能である。認識の表示対象物の開示を求む。

- (4) 隣接地の要件

「官民境界線の設定について」に関する添付資料は、○～○頁である。

ア 不動産登記法123条は、隣接地に対する境界線の確認要件は、特定番地Aに隣接していなければ、法的要件が存在しない。上記添付資料○～○頁の資料は、添付○・○頁の書面は、上記要件に該当しない。

提出書面は徳島県知事と〇〇の関係である。「官民境界線の設定について」に係る隣接地の要件に〇・〇頁の添付書面は、(不動産登記)法123条に該当しない要件であり、書面である添付した調書内容の開示。

イ 徳島県と〇〇の境界確定の「隣接地要件に該当しない要件内容」(〇〇と徳島県の債権契約)を用いて、〇から〇に〇mの所を境界に判断した隣接地要件に該当しない「徳島県知事と〇〇との他人債権契約」を、添付2の筆界特定書に採用した行為は効力がない違反である。効力内容の開示を求める。

(5) 筆界調査委員の意見書を踏まえているので、筆界調査委員は、占有界の考えを記載している。筆界特定書に、占有界の判断がない。

特定書は、筆界調査委員の意見を踏まえて作成された内容である。筆界調査委員の意見を排除した筆界特定書と記載されていない。筆界特定書の意見が筆界特定書に存在する記載である。登記官の考えと、筆界確定調査委員の意見書を内含した筆界特定調書でありながら筆界調査委員の意見書の記載が存在しない。2種類の意見の記載を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

審査請求の理由の内容に、多くの頁数を要して申しわけなく思います。然し徳島地方法務局が、筆界特定書作成の為の判断資料をねつ造した内容を用いて筆界特定書を作成しているので、その説明をして判断資料を誠実にする為に理由書内容を詳細に記載した。裁判関係になっても、法務局のねつ造事項の内容を整理出来ていれば話は安易に解決可能であると思います。法律要件「事実資料の解釈」を求めます。但し徳島地方法務局の特定登記官は不開示7・46・127等で不動産登記法142・143条の事実資料を判断する事実の収集行為をしていない説明である。

法的判断をする為に、正確な法的解釈を願う。審査請求人が法務局の法的解釈・事実内容の解釈がねつ造した内容と解する事項は下記内容である。

① 添付3の〇～〇頁の境界確定協議書資料の解釈である。(以下徳島県と記す。)

申請目的は、〇頁の境界線確認行為であるが、境界線の隣接地要件を満たしていない。

② 特定番地B前所有者「特定個人A」の立会行為の署名・捺印行為が、代理権を有する内容の解釈をしている。4号様式の立会行為の署名・捺印を代理権を所持する者の行為と解釈した。

③ 債権契約は債権契約の当事者間の効力であるが、他人の債権契約が、無権代理人に債権契約の効力を及ぼして、結果として本人である登記

名義人に効力を及ぼす解釈をした。

- ④ 第三者の債権契約が有効に締結された時は、締結された他人の債権契約は、無権代理人・及び登記名義人に効力が及ぶ解釈をした。その根拠の法的要件の開示を請求する。
- ⑤ 筆界特定書（添付2）○頁○記載の「境界確定書」は添付3の○頁の申請行為を、徳島県が協議して交付した書面であるが、「境界確定書」は、甲地前所有者・乙地管理者・関係人1・対側地所有者の4名の契約書であると解釈した。「作成調書」の開示。
- ⑥ 上記①の徳島県への○頁の申請書は、隣接地の境界確認である。隣接地の境界確認の要件は不動産登記法123条の要件を具備しなければならない。然し上記①添付の○・○頁は、不動産登記法123条の要件に該当しない作図申請書である。隣接地を超えた番地を境界線に該当した敷地の図面である。「特定番地Aの申請者が、「特定番地Aを飛び越えた○」が特定番地Aの隣接地に該当」とした○の先（具体的説明は、特定番地Bの先・特定番地Cの先）が特定番地Aの先を「作図」して、境界線の確認を求めた。資料○・○頁の隣接地要件の開示。
- ⑦ 原始公図は添付○頁である。法務局は、申請人が提出した○頁は、原始公図も現在の公図も同じ図面である。添付された公図を検証せず、隣接地要件に該当しない敷地を隣接地に判断して申請書を受理した。添付公図のまま、○頁の「境界確定書」を交付したが、公図変更・○・○の測量図面を測量せずに、○頁の「境界確定書」を交付した。申請内容の目的である「○頁の境界確定書の境界線の確認」の根拠の開示。

徳島県の主張は、意見書3の○頁○記載の、現況を認めた説明である。○頁の立会書面に関連する添付5の○頁の徳島県の書面・添付15の審議会の立会人の意見。添付3の○頁の様式4号の立会人の徳島県の添付3（添付）の意見書○頁○の内容の立会人の意見の説明の解明。現況の白地を認めた内容が、特定番地Aの隣接地要件に該当しない土地を、○の「白地」と判断した内容の意見を提出している。（○・○頁には境界線の記載がない。又添付5の○頁○で境界線の確定は判断しない内容である。隣接地の要件に該当しない）土地を隣接地に申請利用しているので○頁の目的は、解決されていない。法務局が、隣接地要件に該当しない土地（（不動産登記）法123条）を認める事は、行政作用としての境界線の変更行為である。この変更する判断は、行政機関である法務局が裁判所の管轄を排除する行為である。隣接地原始公図番地の変更は法務局の権限外の行為であると主張する。但し徳島県は、添付3の○頁の○で利用

実態説明内容で、隣接地に該当しない平面図・断面図の幅を「○m」の幅を、○で「確定書」に添付されていると意見書にある。

「この確定書内容」が、添付○・○頁の○mの説明であるので、隣接地要件に反する。法的に排除される内容である。又「確定書」の内容が徳島県添付の○頁の「境界確定書」を意味するので、論理的に整合性がない。徳島県の意見書は平成○年○月○日である。筆界特定書は同年○月○日である。この間の徳島県の意見書作成の「確定書」の内容月日は徳島県の意見が先である。法務局は、徳島県の資料の判断をする機会が存在する。資料36・46・53・76・85・105で、法務局の判断資料がなく、徳島県の隣接地要件に該当しない土地を、該当すると判断する根拠の開示を求む。審査請求で○mの「確定書」の内容等を求め公文書の開示を求める。

- ⑧ 申請人が上記①～⑦記載内容は、順列組合せの内容で、法的内容を無視した多くの組み合わせ内容が存在する。審査請求人にとっては、法律解釈文言等が、正常でなく混乱した規定である。

内容の違い・解釈の違い・等々であるが、特に徳島県の交付した○頁に対する○頁の「境界確定書」書面解釈を精査・検討を求む。及び特定個人Aの4号様式の署名・捺印が境界確定書作成と関係のない署名・捺印である事の検証を求む。

- ⑨ 筆界特定書記載内容の文書の定義が支離滅裂である。虚偽公文書作成罪・行使罪である。

総第101号の不開示「1～143」番は、本件事件に記載された筆界特定書作成資料「不開示文章」である。本件事件の筆界特定書作成資料は「1～143」内容の根拠資料がないが、不開示内容を根拠とした筆界特定書が記載されている。筆界特定書の根拠資料の開示を求む。

a 記載内容の根拠の行政文書の開示を求む。特に、特定個人Aが無権代理で添付2の○頁○の「境界確定協議書」を4名の乙地管理者等と作成した法的要件の開示を求む。○頁と整合性ある説明を求む。徳島県知事の署名がある添付3の○の「境界確定書」を民間人が作成する権限の開示。

b 境界確定協議書の当事者は徳島県と○○である。法務局は特定個人Aが境界確定協議書を、無権代理で作成したと法務局が解釈した行為は、添付3の「官民境界確定線の設定について」（以下「官民書」という。）の「境界確定協議書」を○○が徳島県に提出する添付3の○頁の境界確定協議書内容に必要な書面作成の様式4号の資料○頁の立会人の書面が必要の為の立会に関与させられた行為である。立会人は平成○年当時の書面は特定個人Bの立会も認められ

ている。登記名義人である必要は存在しない。添付15の○頁記載。

- c 特定個人Aの立会人の書面は、特定番地Aと特定番地Aの先の境界の確定の為には、他人も可能である。特定個人Aも他人である。○頁の申請書は、立会書不存在の時は、提出要件が不備になり、「資料○頁の境界確定書」は、徳島県知事から受領できない要件である。

ア 国有財産法の効力に関して。

- ① 不開示資料36・46・53・76・85・105等の不開示根拠の開示を求める。

筆界特定書の○頁○の境界確定書は、和解契約の判断であり、債権契約である。

債権契約の当事者は、徳島県知事と○○の債権契約である。○○請求の官民書の境界確定書は、国有財産法31条の3の適用はない。法務局は、境界確定協議書は境界と筆界が一致する事が多いので、境界確定書を筆界判断の資料とする説明である。この説明は、徳島県と○○の境界線が筆界関係になる説明であり、○○の確認を求めた○から○m○の境界が筆界になる説明は法務局の判断誤りである。法務局が○頁○の境界確定書を、甲地前所有者・乙地管理人・関係者1・対側地所有者の4名で締結されたものと解釈するので、4名の境界確定書の如何なる部分が、筆界と一致するのかの説明を求め。不動産登記法132条1項2号に反する○頁の「境界確定書」は○○が○頁で徳島県に請求した行為である。○○が境界確定を請求した申請書面であり、法務局の4名の作成「境界確定書」ではない（境界確定書○頁○の境界画定書）。他の3名の請求書面の開示を求め。境界画定書発行者は徳島県知事である。

（以下略）

- イ 筆界特定書○頁記載の境界確定協議書（公文書を民間人の契約で締結可能な見解の開示を求め）・特定個人Aの署名・捺印行為は、様式4号の署名・捺印行為の効力のみである。無権代理行為（不開示19）・債権の第三者に対する効力関係。

（以下略）

- ウ 無権代理人の行為と登記名義人に効果が及ぶ内容。特定個人Aの署名捺印行為は様式4号の立会人としての署名・捺印行為である。様式4号の署名・捺印行為を、境界確認行為の署名・捺印行為に変更して境界確定書を記載した。無権代理人の署名・捺印行為と解する法的資料の開示を求める。

（以下略）

- エ 隣接地の要件に関して。

① 不動産登記法 1 2 3 条には隣接地でなければ、隣地確認の要件を満たさない規定である。

a 添付 3 の○～○頁の資料は、特定番地 A の○○が、徳島県知事に境界画定を求めた書面である。○・○書面は隣接地要件の書面ではない。隣接地の書面とする開示請求。

(以下略)

オ 筆界特定調書の調査委員の意見書と筆界特定書の関係。

① 添付 1 1 の期日調書及び筆界特定意見書を筆界調査委員が（不動産登記）法 1 4 3 条の報告を登記官にした。別添 1 1 の内容は、別添 1 1 の○頁資料の筆界に対する判断は、占有界を基準とした意見書である。

(以下略)

※ 添付資料については省略。

(2) 意見書

審査請求人から平成 2 9 年 7 月 1 5 日付け（同月 1 8 日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、徳島地方法務局に申請された特定番号の筆界特定事件（本件事件）に関する行政文書の開示請求（平成 2 8 年 9 月 2 0 日受付第 1 0 1 号）に対する処分庁の行政文書不開示決定（原処分）を不服として行われたものである。

なお、審査請求書の記載内容から、部分開示した文書の不開示部分の公開や存否を明らかにしないで開示請求を拒否した文書の開示を求めるものではないと判断した。

2 原処分について

本件審査請求の対象となっている開示請求書の記載内容から、対象文書を直ちに特定することが困難であったため、処分庁は、審査請求人との間で F A X 等でやり取りを行い、平成 2 8 年 1 2 月 6 日に審査請求人から提出された F A X の記載内容に基づき対象文書を特定した上で決定を行った。

3 原処分の妥当性について

処分庁は、別紙 2 の 3 に掲げる行政文書は保有していないとして、不開示決定を行っている。

処分庁による対象文書の特定について検討すると、審査請求人から提出された F A X の記載内容に基づき、別紙 2 に記載した文書 1 から文書 1 4 3 までの文書を特定しており、審査請求人の記載とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断

できる。

対象文書について、処分庁が別紙2の1以外の行政文書（別紙2の2に掲げる文書を除く。以下同じ。）は存在しないとして不開示したことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

よって、対象となる行政文書は、別紙2の1以外存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断できる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月18日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年8月7日 審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書143を本件請求文書に該当する文書として特定した上で、そのうち別紙2の1に掲げる7文書について、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、別紙2の2に掲げる1文書について、その存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、別紙2の3に掲げる135文書（本件対象文書）について、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書について開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、原処分について、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、開示請求書の記載内容から、対象文書を直ちに特定することが困難であったため、審査請求人との間でFAX等でやり取りを行い、平成28年12月6日に審査請求人から提出されたFAX（以下「本件FAX」という。）の記載内容に基づき対象文書を特定した。

イ 処分庁は、本件 F A X の記載内容に基づき、別紙 2 に掲げる文書 1 から文書 1 4 3 までの文書を特定しており、審査請求人の記載とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断できる。

ウ 処分庁が本件対象文書は存在しないとして不開示としたことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

(2) まず、本件対象文書の特定について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された本件 F A X の写しを確認したところ、本件 F A X には、審査請求人が処分庁の職員に対し、本件事件に係る筆界特定書等の特定の記載や判断について、審査請求人が納得できない事項や疑問がある事項等について、その根拠を示す文書や説明等を求め、それに係る文書の開示を、本件開示請求において求める旨が記載されていると認められる。そして、本件 F A X の記載と、処分庁が本件請求文書に該当するとして特定した別紙 2 に掲げる各文書の名称を対比して検討すると、上記各文書は、本件 F A X の記載について、内容ごとに分割した上で、その記載の各要旨を本件請求文書に該当する文書として特定したものと認められることから、文書の特定については、特段問題はないと認められる。

(3) 次に、本件対象文書の保有の有無について検討すると、本件対象文書は、上記(2)のとおり、本件事件に係る行政文書であることを前提としたものであって、これらの文書の名称や本件 F A X の記載等に照らせば、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではないとする諮問庁の説明は、特に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないから、首肯できる。

さらに、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないとする諮問庁の説明について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に係る行政文書は、本件事件の筆界特定手続記録中に編てつされるところ、当該記録中には、本件対象文書に該当する文書は存在せず、当該記録以外の文書ファイルについても探索し確認したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この説明に特に不自然、不合理な点はないことから、文書の探索の範囲及び方法について、特段の問題があるとは認められない。

(4) したがって、徳島地方法務局において本件対象文書を保有していると

は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、徳島地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（開示請求書の記載）

下記公文書の開示を請求する。

- 1 期日調書・筆界特定意見書（筆界特定委員・土地家屋調査士の筆界特定意見書）
- 2 筆界特定書○頁の「境界確定書」作成資料の全公文書の開示。
特に別紙内容の公図も添付書面であるので同時開示を求める。
- 3 特定個人Aの代理権を有する代理書面の開示。
- 4 特定番地Aと特定番地Aの先の境界確定書を作成する基礎公文書。
- 5 通達第88条「調査素図」・第90条「論点整理書面」・第91条「特定調査書面」の開示。

- 6 境界確定協議書は特定番地Aと特定番地Aの先の境界確定申請である。
この番地の境界確定は、上記2の公図記載の通り、「長狭物の○（法定外国有財産）である」。

この○に該当する範囲は、上記2の図面は、「○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○の各番地に関係する長狭物の「○」である。境界確定協議書は、上記地番に関係する申請書面である。

この番地に対する効力内容が、特定番地Aと特定番地Aの先の番地の境界確定書に関係する筆界特定書である。

上記「○」～「○」番地に関係する関係書面の開示を求む。申請書面の内容は、特定番地Aと特定番地Aの先の境界確定である。上記「○」～「○」番地の書面の不存在の時は筆通特第9-1号の○の効力に影響する内容の公文書の開示。

特定番地Bと同じ地位の番地は、○、○、○、○、○番地が該当する。特定番地Aと特定番地Aの先の番地の境界確定書に関して、登記書面等と正式の測量図が存在しない。特定番地Bと同列の上記○、○、○、○、○番地にも効力が及ぶので、この番地の登記名義人に及ぶ書面等の開示を求む。

書面が存在しなくても、同じ範囲の条件であるので筆通特第9-1号の効力が及ぶ。及ばないときは及ばない内容の公文書の開示を求む。

別紙 2 (原処分において特定した文書)

1 開示文書 (一部開示文書を含む。)

文書 5 期日調書及び筆界特定意見書

文書 5 2 不動産登記法 1 4 3 条に基づき収集した資料名及び日時を示す資料として、意見等目録及び資料目録

文書 8 3 平成 1 7 年 1 2 月 6 日民二第 2 7 6 0 号法務省民事局長通達 (以下「通達」という。) 記第 5 の事前準備調査の結果、申請人・関係人・その他の者から聴取した主張等を踏まえた筆界に関する論点整理内容を示す公文書、調査結果資料、申請人・関係人・その他の者から聴取した主張の論点内容を示す公文書として、現地調査調書

文書 8 8 特定番地の分筆・合筆の登記簿面積及び登記簿の資料

文書 1 1 7 不動産登記法 1 4 3 条の工作物・困障・登記記録・地図・公図等の経緯調査内容を示す公文書として、本件手続記録のうち筆界特定申請書、期日調書及び第二分類に編綴された書類一式 (ただし、他の項番と同一の行政文書については、重複するため、開示を省略します。)

文書 1 2 8 筆界調査委員が事実調査を行った事実調査資料

文書 1 3 3 本件手続記録○及び○頁の登記名義人の署名・捺印名を記載する公文書として、平成○年○月○日付け現地協議確認書

2 存否応答拒否文書

文書 4 3 無権代理人特定個人 A が署名・捺印した書面

3 不開示文書 (本件対象文書)

本件事件に係る行政文書のうち、

文書 1 特定個人 A の署名・捺印行為が登記名義人に効力を及ぼす法律要件・効果を示す公文書

文書 2 債権契約が第三者に効力が及ぶ法的内容を示す公文書

文書 3 私人の境界確定行為に対して国有財産法の適用が存在することを示す公文書

文書 4 法務局が不動産登記法 1 2 3 条の要件に該当しない土地を境界確定要件にした法的内容を示す公文書

文書 6 筆界調査委員が筆界特定のために職務上取得した資料

文書 7 境界確定書を作成する際の全て資料

文書 8 国が境界確定を請求しない時に国有財産法が適用される法律要件を示す公文書

文書 9 債権契約の和解契約が第三者に効力を与えることを示す公文書

- 文書10 平成○年○月○日付け境界確定協議書（以下「境界確定協議書」という。）の内容が原始公図を変更する効力を有する法的効力を示す公文書
- 文書11 境界確定協議書が国有財産法の効力を有すると判断する構成要件を示す公文書
- 文書12 本件手続記録○頁ないし○頁の資料が国有財産法の適用効力を有する公文書
- 文書13 境界確定協議書によって境界線を決定し、番地の記載をした書面
- 文書14 国有財産法31条の3の法的解釈で境界確定協議書について国が境界の協議を求めた解釈を示す公文書
- 文書15 国有財産法31条の3に規定する手続が存在しなくても国有財産法の適用が存在することを示す規定
- 文書16 平成○年○月○日付け境界確定書（以下「境界確定書」という。）が債権契約である和解契約の当事者と法務局が判断したことを示す公文書
- 文書17 個人の債権契約が公法（国有財産法）の適用を認める契約内容解釈になる公文書
- 文書18 境界確定書を書面の根拠とした契約内容を示す公文書
- 文書19 無権代理人特定個人Aの有権代理権の書面を示す公文書
- 文書20 無権代理人の署名等が登記名義人に対して効力が及ぶとする法律要件を示す公文書及び境界確定の効力が及ぶ当事者を示す公文書
- 文書21 国有財産法の性質を有する解釈の法的要件を示す公文書
- 文書22 無権代理人の署名等が有権代理権を有する効力の債権契約の効力を示す公文書
- 文書23 ○・○の所在と特定番地A地先の申請書の隣接地に該当しない要件を法務局が隣接地の要件として認めた法的要件を示す公文書
- 文書24 ○から○に○メートル○した所が境界であると判断する申請書
- 文書25 本件手続記録○頁の土地調書に乙地管理者の氏名の記載がない理由を示す公文書
- 文書26 境界確定協議書が境界確認行為である境界確定申請書の要件に欠ける行為である理由を示す公文書
- 文書27 原始筆界の公図に反して○の○の○に○を認めた理由を示す公文書
- 文書28 法務局が国有財産法の適用を認めたことを示す資料
- 文書29 国有財産法31条の4第5項の通知行為・広告行為を示す公文書
- 文書30 境界確定書が国有財産法の効力を所持することを示す資料
- 文書31 法務局が国有財産法の規定の適用を認め、国の隣接者に対する境界確定の請求、通知書面の送付、市町村職員の立会行為、協議確定の

- 書面及び国有財産法施行規則の適用について法的効力を有することを示す公文書
- 文書 3 2 本件手続記録の○ないし○頁の資料が第三者に効力が及ぶことを示す公文書
- 文書 3 3 国が境界の確定を要求した内容でないのに国有財産法の適用が存在することを示す公文書
- 文書 3 4 特定番地 A の所有者及び乙地管理者が○から○に○ミリメートル○した所が甲地と乙地の境界である申請書を提出した書面及び当該書面の提出者の氏名を示す公文書
- 文書 3 5 ○から○に○メートル○した所が特定番地 A の境界確定要件である不動産登記法 1 2 3 条に該当することを示す公文書
- 文書 3 6 ○から○に○ミリメートル○に平行移動した所が甲地北側と乙地の筆界であると判断する申請資料及び当該資料の請求者を示す公文書
- 文書 3 7 隣接地要件を満たした所有者が申請した公文書
- 文書 3 8 ○の○面に沿った線が対測地（特定番地 A）と○（○）との境界線との認識であるとの証言を否定することを示す公文書
- 文書 3 9 債権契約が第三者に効力を及ぼすことを示す公文書
- 文書 4 0 私人が請求した境界確定協議書が国有財産法 3 1 条の 3 の規定の要件を充足した事実内容・法的内容であることを示す公文書
- 文書 4 1 代理権を保持しない特定個人 A の署名・捺印行為が登記名義人を代理する公文書の規定を示す公文書
- 文書 4 2 境界確定協議書の無権代理人の行為が登記名義人に効力を及ぼす規定の内容を示す公文書
- 文書 4 4 徳島県の意見書を法務局が認めた境界確定協議書の内容が、国隣接地に境界確定を求めた内容を示す公文書の規定
- 文書 4 5 徳島県の意見書を本件筆界特定書に引用した内容が国有財産法 3 1 条の 3 の規程を排除せずに境界確定書に国有財産法の効力を認めた内容を示す公文書
- 文書 4 6 境界確定書に○から○に○ミリメートル移動した所が境界であるとする申請書及び資料
- 文書 4 7 特定番地 A 所有者が不動産登記法 1 2 3 条の隣接地確認行為の法律要件を充足した内容を示す公文書
- 文書 4 8 特定番地 A の所有者の申請に対して、法務局が隣接地でない隔離した地番に対して境界確定書を認めた法律要件を示す公文書
- 文書 4 9 原始公図を変更する公図変更資料
- 文書 5 0 国有財産法 3 1 条の 3 第 3 項の書面
- 文書 5 1 原始公図を無視して筆界を認めた資料
- 文書 5 3 原始公図を基準とした内容解釈で○から○ミリメートル○に移動

- する判断をしたことを示す資料
- 文書 5 4 総合的判断の前に収集した事実資料が行政作用としての原始筆界を変更する資料としての効力を有する内容を示す公文書
- 文書 5 5 行政作用としての筆界を判断する事実資料を収集した内容と不動産登記法 1 4 3 条の収集事実資料を基準としたその他の総合的判断が原始筆界を変更する効力を有することを示す公文書
- 文書 5 6 事実資料を基準とした内容及び筆界調査委員の筆界意見書を排除する判断をしたことを示す公文書
- 文書 5 7 境界確定要件が不動産登記法 1 2 3 条の要件に該当する内容を示す公文書
- 文書 5 8 不動産登記法に反する境界確定要件を求める法律要件を示す公文書
- 文書 5 9 国が隣接地の境界確定書を請求した内容を否定することを示す公文書
- 文書 6 0 特定番地 A と特定番地 A 地先の所有者の民事の境界である内容を否定する法律要件を示す公文書
- 文書 6 1 法務局の筆界行為の手続が隣接地の所有者等に通知行為が存在しないときに境界変更を有効とする内容と国有財産法 3 1 条の 3 の通知行為の不存在が手続規定の効力を生じない規定であることを否定する法務局の考えを有効とする内容を示す公文書
- 文書 6 2 国有財産法 3 1 条の 3 第 3 項の手続規定で確定した内容の書面化が規定されているところ、書面化の義務規定を示す公文書
- 文書 6 3 国有財産法 3 1 条の 3 第 4 項では協議が成立しないときは法的効力の不存在を規定しているにもかかわらず、効力が及ぶ内容を示す公文書
- 文書 6 4 登記名義人に対して国有財産法 3 1 条の 3 の規定を排除して登記名義人に対する効力が及ぶ内容を示す公文書
- 文書 6 5 無権代理人が債権契約である和解契約に署名した行為が登記名義人に効力を及ぼす法律要件を示す公文書
- 文書 6 6 債権契約が他人に対して効力を有する法律要件を示す公文書
- 文書 6 7 無権代理人の行為が登記名義人に対して効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 6 8 無権代理人の意思表示の目的の説明及び意思表示の内容を示す公文書
- 文書 6 9 登記名義人の法律行為の意思内容の表示行為の存在を説明した公文書
- 文書 7 0 所有権の売却後に前所有者が代理権を所持する法的要件を示す公文書

- 文書 7 1 代理権の存在の証明を示す公文書
- 文書 7 2 第三者の無権代理人が無権限で他人の契約に署名した内容が特定番地 B 登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 7 3 無権代理人の立会行為・現地協議確認行為が、所有権の処分行為を包含している法律要件を示す公文書
- 文書 7 4 特定番地 B 及び特定番地 C 地先と特定番地 A の境界確定要件を認めた法務局の法的要件を示す文書
- 文書 7 5 境界確定協議書及び境界確定書の番地が相違することを示す資料
- 文書 7 6 境界確定協議書及び境界確定書を法務局が○から○メートル○に移動した所が境界と認定した根拠を示す資料
- 文書 7 7 境界確定協議書の番地に関する資料
- 文書 7 8 筆界特定書の第 3 の 4 の原始筆界を変更する測量値資料及び測量した年月日及び立会人を示す公文書
- 文書 7 9 原始公図を変更する国有財産法 3 1 条の 3 の手続書面規定を示す公文書
- 文書 8 0 国有財産法の効力を生じた内容と書面を求めている国有財産法の効力を排除して効力が生じる法的効力を示す資料
- 文書 8 1 境界確定協議書で変更した公図と不動産登記法 1 4 条の公図の効力の相違を示す資料
- 文書 8 2 不動産登記法 1 4 条 4 項の地図に準ずる図面に不動産登記法 1 4 3 条で収集した情報の表示をした内容を示す公文書
- 文書 8 4 通達記第 5 の 8 9 の現況等把握調査で作成した測量図・その他の現況を示す図面で申請人等が主張する筆界の位置・筆界調査委員の調査資料での調査内容の表示、争点及び公図変更内容を示す公文書
- 文書 8 5 法務局が○から○に○メートル移動した所が境界であると判断した根拠資料
- 文書 8 6 筆界調査委員の対象土地の筆界に関する事前準備調査の結果及び論点整理内容で筆界点となる可能性のある点の位置の現地での確認行為を示す公文書
- 文書 8 7 境界確定協議書の和解契約での和解内容の調査資料及び法務局が和解契約を調査した資料
- 文書 8 9 原始公図との比較公図
- 文書 9 0 申請人が建築確認概要書の請求を要求した時点で法務局が公的資料の収集をしていた内容を示す公文書
- 文書 9 1 徳島県の意見書で公図変更を認めたことを示す法務局の資料
- 文書 9 2 筆界特定書の○頁で法務局が和解契約と断定した相互の譲歩及び和解内容を示す公文書
- 文書 9 3 ○・○の面積・長さの測量図を添付せずに記載変更を認めた法務

局の法的要件を示す公文書

- 文書 9 4 特定番地 A の所有者と徳島県が和解契約である債権契約で解決した内容が他の登記名義人に対して効力が及ぶ法的要件を示す公文書
- 文書 9 5 和解契約の和解内容の調査資料
- 文書 9 6 筆界特定申請書の内容を排除したことを示す資料
- 文書 9 7 筆界調査委員作成の筆界特定意見書の結論を採用せずに筆界特定書を作成した根拠を示す公文書
- 文書 9 8 不動産登記法 1 4 3 条の事実調査内容と別の事実調査内容を示す公文書
- 文書 9 9 筆界特定登記官が不動産登記法 1 4 3 条の事実調査内容を否定し、筆界調査委員の意見書を排除した筆界特定書を作成するための事実調査内容と筆界調査委員の筆界特定意見書を排除する法的要件を示す公文書
- 文書 1 0 0 専門家である筆界調査委員の専門的調査内容を排除する事実内容を示す公文書
- 文書 1 0 1 筆界特定書の○頁の「第 3 本件筆界に対する判断」の内容を否定する公文書
- 文書 1 0 2 無権代理人の署名が登記名義人に対して効力が及ぶ法的要件を示す公文書
- 文書 1 0 3 筆界調査委員意見書を排除する調査事実を示す公文書
- 文書 1 0 4 債権契約で筆界の変更が可能な法的規定を示す公文書
- 文書 1 0 5 境界確定協議書において○から○に○ミリメートル移動した所が筆界であるとした記載を示す公文書
- 文書 1 0 6 無権代理人の行為の法的有効性を示す公文書
- 文書 1 0 7 筆界特定書の内容が筆界特定書に記載された法律要件に該当しない要件を法律要件に該当した内容として効力を認めて解釈したことを示す公文書
- 文書 1 0 8 筆界特定書の○頁第 3 の 3 の境界確定書に関する解釈で説明した規定内容及び国有財産法の効力が及ぶと解釈することを示す公文書
- 文書 1 0 9 債権契約で行政作用とした筆界を変更可能であるとする法的要件を示す公文書
- 文書 1 1 0 無権代理人の署名が法定代理人・登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 1 1 1 無権代理人が処分行為の権限を有することを示す公文書
- 文書 1 1 2 立会人が処分権限・立会人が代理権を有する法律要件を示す公文書
- 文書 1 1 3 特定番地 A の筆界を○から○に○メートル移動した法律要件を示す公文書

- 文書 1 1 4 特定番地 A の境界線を特定番地 B ・ 特定番地 C 地先に移動する法律要件を示す公文書
- 文書 1 1 5 筆界特定書の境界線は○が存在する原始公図に基づく位置を境界確定書としていることを説明する内容を示す公文書
- 文書 1 1 6 筆界調査委員の意見が存在しない意見を示す公文書と筆界特定書との関係を示す公文書
- 文書 1 1 8 筆界調査委員の意見に同意できない部分の記載を示す公文書
- 文書 1 1 9 筆界調査委員に反する事実を収集し、取得した資料
- 文書 1 2 0 境界確定協議書に国有財産法の規定が適用されることを示す公文書
- 文書 1 2 1 特定番地 B 及び特定番地 C 登記名義人に対しての国有財産法 3 1 条の 3 の通知書面及び当該通知行為の確認書面
- 文書 1 2 2 私人の境界確定協議書に関して国有財産法の規定適用要件を示す公文書
- 文書 1 2 3 私人である特定番地 A の所有者の行為としての国有地の調査手段通知行為及び通知手段を示す公文書
- 文書 1 2 4 国有財産法 3 1 条の 3 の手続規定の通知書面
- 文書 1 2 5 不動産登記法 1 4 3 条で筆界特定登記官が事実調査資料を取得する権限を示す公文書
- 文書 1 2 6 筆界特定登記官が筆界調査委員の事実調査を排除する権限規定の根拠を示す公文書
- 文書 1 2 7 不動産登記法 1 4 3 条の必要的記載事項を記載した調査資料
- 文書 1 2 9 筆界特定意見書及び申請人の意見を拒否する内容の法的要件を示す公文書
- 文書 1 3 0 不動産登記法 1 4 3 条の「その他の事情を総合的」に判断する内容の個別事実資料
- 文書 1 3 1 ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○及び○（以下「16 筆の土地」という。）の登記名義人が立ち会ったことを示す立会書
- 文書 1 3 2 1 6 筆の土地の登記名義人に対する通知書面及び立会い書面
- 文書 1 3 4 法務局が 1 6 筆の土地の住人の立会い行為が必要でないと判断したことを示す公文書
- 文書 1 3 5 第三者に効力が及ばない契約が第三者に効力が及ぶと判断したことを示す資料
- 文書 1 3 6 債権契約で公図の変更が可能と法務局が判断することを示す資料
- 文書 1 3 7 特定番地 A 登記名義人の境界確定行為が特定番地 A と特定番地 A 地先の○利用者に関係なく申請可能な要件を示す公文書

- 文書 1 3 8 1 6 筆の土地の登記名義人を排除して特定番地 A と国との関係で公図変更が可能なことを示す公文書
- 文書 1 3 9 特定番地 A の土地の利用者の申請書面で国有財産の公図変更行為が可能と解する法務局の公文書
- 文書 1 4 0 特定番地 A の土地の登記名義人の境界申請書を特定番地 B 及び特定番地 C 地先に認めた法律に反する要件を隣接地の所有者と認める法務局の判断を示す公文書
- 文書 1 4 1 和解契約の条件である特定番地 A の測量地を示す公文書
- 文書 1 4 2 特定番地 A ○側の筆界は○から○メートル○側の所と判断したことを示す公文書
- 文書 1 4 3 特定番地 A の○側の○の測量値を示す測量図